

いじめ防止基本方針

福島市立北信中学校
令和5年11月20日

1 基本理念

いじめとは決して許されない行為である。人権に関する重大な問題であり、将来にわたって内面を深く傷つけ、健全な成長に影響を及ぼすものである。

しかしながら、いじめはどの生徒にも起こりうることであることから、「いじめは現に起きている」との基本認識に立ち、学校の内外を問わず、全ての生徒が安心して生活を送り様々な活動に取り組めるよう学校全体で組織的にいじめ問題に取り組まなくてはならない。そのためには、学校、家庭、地域と連携し、継続して、防止対策、早期発見、早期対応に努めることが重要である。

特にいじめが起きない学校づくりは、教育活動の全般にかかわっており、いじめをしない、傍観しない意識を高めるため、全ての教員が積極的に働きかけることが求められる。また、いじめが発生したときには、正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明はせず、被害生徒の保護を第一とし、関係機関と連携して早期対応を行うこととする。

いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。【福島市いじめ防止等に関する条例 第2条第1号】

いじめの禁止

生徒は、学校の内外を問わず決していじめを行ってはならない。また、いじめを看過してはならない。

学校及び教職員の責務

学校は、学校の内外を問わずいじめが行われることなく、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止のための対策を講じるものとする。また、全教職員は、全力を挙げていじめの未然防止、早期発見早期対応・再発防止等いじめ防止に努めるとともに、当該学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。特に早期発見については、生徒の変化を観る目を養い、いじめの兆候を決して看過してはならない。

また、教職員自身が人権意識に乏しく、無配慮な言動などによっていじめが誘発されたり助長されたりすることのないよう、教職員は常に全ての生徒に対して人権意識を持って接し、生徒に信頼され尊敬されるべき存在であるよう常に自省し、研鑽を積み重ねなければならない。

2 基本方針

- (1) 全教育活動を通じて「いじめは絶対に許さない学校」づくりを推進するとともに、「いじめは現に起きている」という危機意識をもって、生徒・教職員・保護者一丸となり全力でいじめ防止に努める。
- (2) 学年・学級などが望ましい集団であるよう指導の充実を図るとともに、生徒一人一人の自己有用感や自己存在感の涵養に資する豊かな体験活動、協働活動の充実を努める。
(自己有用感・・・自分自身が、他者や集団の役に立っているという感覚)
- (3) 生徒の豊かな情操と道徳心を培うとともに、自他共に尊重する精神を養うために、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- (4) いじめ防止策については、組織・未然防止・早期発見・相談通報・対応指導・重大事態の観点から基本的な対策を講じる。

3 組織

- (1) いじめ対策組織の名称 「いじめ対策委員会」
- (2) 構成メンバー
校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、教育相談担当、学年主任、学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー（スクールカウンセラー勤務日ではないときは後日相談）
その他校長が必要と認めた者
- (3) 組織の役割
 - ・ いじめへの即時的対応（事実確認、保護者との連携、関係機関との連携）
 - ・ いじめ防止基本方針及び年間計画の策定と見直し
 - ・ いじめの未然防止活動（教育相談、情報収集と記録）
 - ・ 教職員の資質向上のための校内研修

4 いじめの未然防止

いじめ対策の最も重要な課題は、未然防止である。いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、心の通じ合うコミュニケーションを育み、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できるように授業づくりや集団づくりを行うとともに、生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会を作ることができるよう支援する。

- (1) 生徒や保護者への啓発活動
 - ・ 掲示物や学校便り、学年便りでの情報発信を行う。
 - ・ 保護者対象の講演会の実施（情報機器の使い方・モラルについて）
 - ・ 情報モラル向上のための生徒対象の講習会の実施
- (2) 豊かな心を育む取り組み
 - ・ 発達段階に合わせた道徳の計画を作成し、計画的・組織的に実施する。
 - ・ 学年ごとに性教育を計画的に位置づけ、命を大切にすることや互いの変化を大切にすることを育む。
 - ・ 1年生で「職業人に聞く会」を開催し、社会で活躍する大人の講演を聴き将来への希望を持たせる。
 - ・ 2年生では「ドリームアップ職業体験」により、職場体験を5日間行い職業の大変さや喜びばかりでなく、職場でのコミュニケーションの重要性に気付かせる。
- (3) いじめ防止に向けた環境づくり
 - ・ 全生徒が安心して相談できる環境をつくるため、アンケート調査を定期的に行う。
 - ・ 被害生徒の保護を第一とすることを学校全体で確認する。（年度始めの職員会議において）
 - ・ 全生徒を対象に教育相談を行う。（定期的な期間及び適宜）
 - ・ 部活動や行事などで、競争意識からストレスを高め、いじめを誘発しないよう、目的や目標を適切に設定して活動を行う。
 - ・ 教職員の不適切な言動がいじめを助長することについて、教職員の理解を深める。
 - ・ 互いを認め合い、安らぎと生徒一人一人の居場所がある学級経営に努める。
 - ・ 小学校との接続、連携を深め、人間関係のトラブル予防と改善を図る。
 - ・ いじめの認知件数が1年間を通じ0件であった場合は、その事実をホームページや学校だより等で公表する
- (4) 授業における取り組み
 - ・ 生徒指導の機能を生かした授業に心がけ、生徒一人一人に自己存在感や自己有用感を持たせる工夫をする。
 - ・ 学習指導を通して、自己実現を図るための自己指導能力の育成を図る。
 - ・ グループ学習等他者との関わりを深める活動を学習過程に積極的に取り入れ、コミュニケーション能力の向上を図る。
 - ・ 言語活動の充実を図り、相手を思いやる心を育てる。
 - ・ 全ての教科で道徳性を養えるよう授業内容の充実を図る。
- (5) インターネットを通じて行われるいじめへの対応
 - ・ 情報モラルに関する授業や講演会を計画的に実施する。
 - ・ 保護者対象の講演会の実施や事例の提示などの啓発活動に努める。
 - ・ 職員の理解やICT活用能力を高め、迅速にいじめ問題の情報をキャッチする。
 - ・ 家庭での約束づくりについての重要性を説明し、協力を求める。

生徒への指導のポイント - SNSなどでの被害を防ぐために -

- ① SNSなどに誹謗・中傷の書き込みや悪意を持って写真等をアップロードすることはいじめであり、決して許される行為ではないこと。
- ② SNSなどへの書き込みは、実名ではないアカウントで行うことができるが、調査によって書き込みを行った個人が特定されること。特に、悪質な場合は犯罪として警察に検挙される場合もあること。また、SNSなどへの書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあることを十分に考慮すること。
- ③ SNSなどを含めインターネットを利用する際にも、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることがインターネット利用のリスクを回避することにつながった事例もあったこと。

生徒への指導

上記のポイントをもとに集会や学級で指導を行う。専門知識を有する講師を招き、全校生徒や保護者に向けた啓発活動を行う。事例なども紹介し、身近な問題であることを実感させる。いじめアンケートではネット上のいじめについても回答欄を設ける。

保護者への対応

保護者会や学校便りを通じ、早期発見の協力依頼と家庭での管理のポイントについて周知する。具体的な事例も紹介し、注意を喚起する。フィルタリングサービスの利用や家庭でのルール作りについては特に強調して説明を行う。

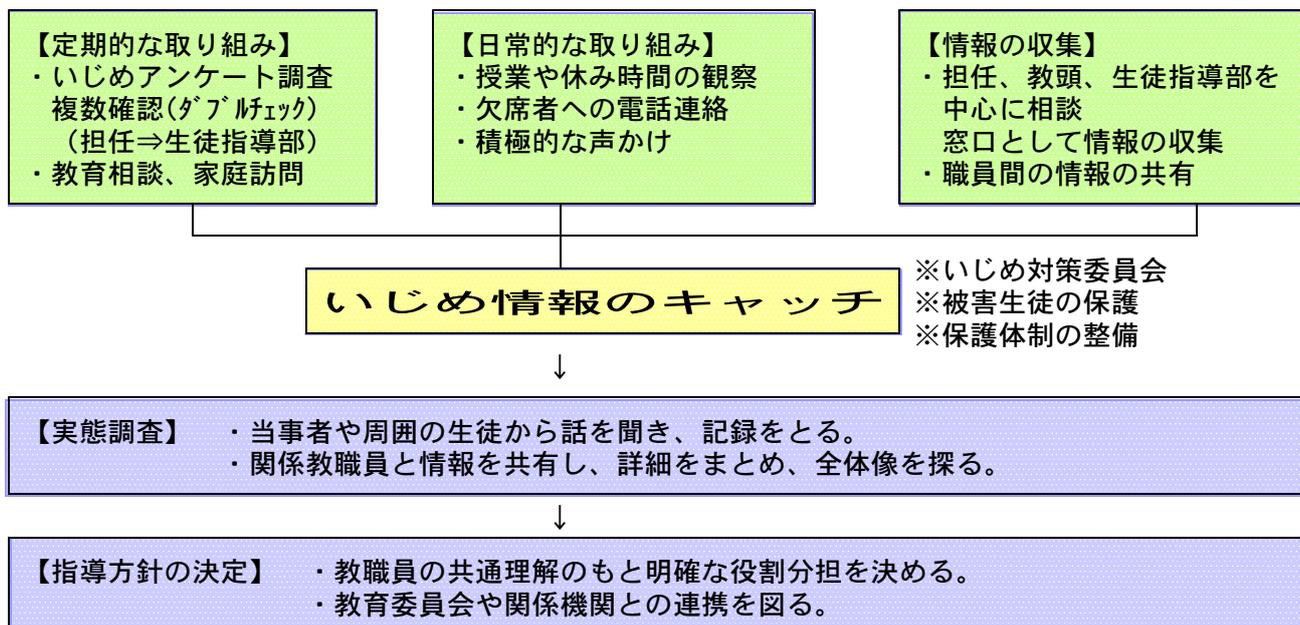
「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル参照（文部科学省）

5 いじめの早期発見

(1) いじめの基本認識

- ① いじめは現に起きている。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(2) 早期発見に向けた取り組み





【生徒への支援】 ・被害生徒の保護と支援 ・加害生徒への指導	【保護者への連絡】 ・正確な情報を伝える。 ・学校との連携方法を話し合う。
---	--



【その後の対応】	・スクールカウンセラーなどの活用も含めた継続的な支援・指導。 ・学級経営など、日常の活動を見直し、改善する。
-----------------	---

6 いじめの相談・通報体制

いじめ発見の一番のきっかけは、本人からの訴えである。学校、家庭、地域の中に悩みを相談できる大人や仲間の存在があることが重要となる。教育相談や保護者面談、いじめアンケート、日常の観察などから、どのような人間関係の中で生活を送っているのか把握する。悩みを一人で抱えず、誰かに訴え出るとは卑怯な行為ではないと理解させ、誰かに話す勇気を持たせる。また、SOS の出し方に関する教育を推進する。

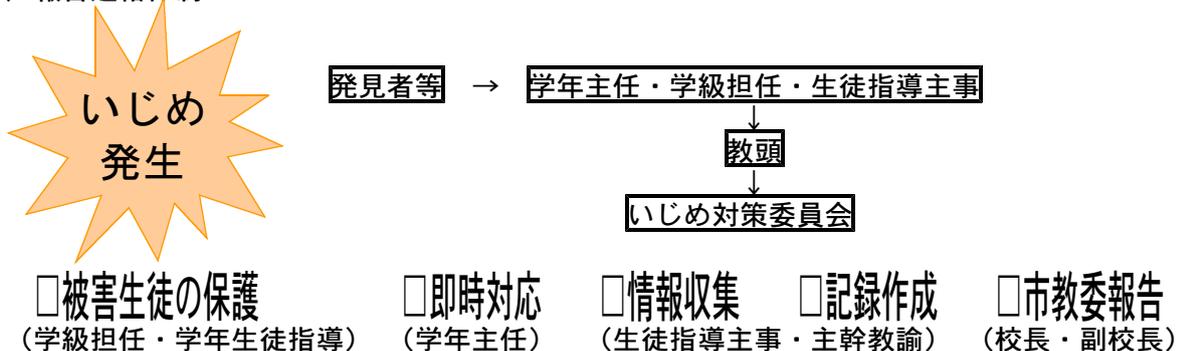
学校では「被害者の保護」「秘密の厳守」「全職員での見守り」をいつでも実行できる体制が整っていることを生徒・保護者に発信するとともに、教職員が一人で抱え込まずに直ちに報告するよう、対処の在り方について理解を深めておく。

【北信中のいじめ相談窓口】	
北信中学校	024-553-5049
北信中学校スクールカウンセラー	080-1824-1429

【学校以外の相談窓口】	
県教委 いじめ電話相談 「福島いじめSOS24」	0120-916-024
県教育センター 「ダイヤルSOS」	0120-453-141
県警 「いじめ110番」	0120-795-110
福島県中央児童相談所	024-534-5101
福島市総合教育センター	024-536-7700

7 いじめの対応と指導

(1) 報告連絡体制



- ① いじめの情報をキャッチもしくは通報を受けた教職員は必ず**その日のうちに** 教頭、学年主任、生徒指導主事などへ報告をする。
- ② 報告された事案については全て教頭へ報告し、**その日のうちに** 被害生徒の保護を最優先する。
- ③ 教頭は校長に報告し、**2日以内に** いじめ対策委員会を開催して情報の共有を図るとともに対応策を協議する。
- ④ いじめ対策委員会で役割分担して学年を中心に情報収集して記録を作成する。
- ⑤ いじめが確認された場合は、いじめ対策委員会でいじめを認知し、**速やかに** 市教育委員会に報告する。
- ⑥ 心のケア等で関係機関との連携が必要な時は、養護教諭・カウンセラーとの情報を共有する。

(2) 事実の確認と記録

いじめの疑いのあるときには、わずかな兆候であっても早期対応を行う。事実の確認と背景の調査については当該生徒や周囲の生徒に聞き取り調査を行う。聴取の際は、原則複数の教員で行う。

(生徒が話しやすい環境を整える意味で1対1の面談が有効な場合はその限りではない。)

聴取時間や質問内容については組織内で十分打ち合わせて行う。聴き取りは事実の確認を趣旨とし、決めつけた聴き方は慎む。聴き取り調査と並行して事実を確認の上、記録をまとめ保存する。

(3) 被害者の保護

いじめが発生した場合の最優先事項は被害者の保護である。学校で確認されたいじめの事実については、被害生徒、加害生徒、双方の保護者に情報提供や通告を行い、学校、家庭の多くの大人が見守れるように情報を共有する。被害生徒や保護者へは、「徹底して守り抜く」ことを伝え、不安な点や配慮について聴取し、対応策を示す。必要に応じていじめを行った生徒に対していじめを受けた生徒等が使用する教室以外の場所に置いて学習を行わせる等いじめを受けた生徒等その他の生徒等が安心して教育を受けられるようにするため必要な措置を講じる。

(4) 関係機関との連携

すべての事案について福島市教育委員会に報告の上、協力を要請する。重大な事態の場合には有識者への支援を求める。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、所轄警察署と連携して対処し、生徒の生命または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

【警察への通報・相談に係る基本的な考え方】

(1) 学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、被害児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校においてはためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応をとることが重要。

(2) いじめられている児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合には、直ちに警察に通報することが必要。

早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案についてより(文部科学省)

(5) 被害生徒のケア

いじめの事実が確認された場合、被害生徒の学校生活を送る上での不安を取り除き、安心して活動できるよう配慮する。いじめを受けた生徒等又は保護者が必要であると認める場合には心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者との面談等により心のケアなど適切な措置をとる。

また、被害生徒にとって信頼できる人と連携し、学校の内外を問わず、見守れる環境を整備する。

(6) 加害生徒への指導

いじめが認められた場合、速やかにやめさせる。事実確認を十分に行い、対応を検討する。特にいじめが重大な人権侵害であり、人として許されることではないという点について十分に理解させ、自らの責任を自覚させる。複数の教員が連携し、組織的にいじめをやめさせるとともに、いじめの背景

にも目を向け、該当生徒の健全な人格の発達にも配慮する。発達段階に課題が認められる場合は、保護者や市教育委員会とも協議の上、関係機関に適切な協力を要請する。

(7) 周囲の生徒への指導

いじめの事実確認を行い「傍観者」、「観衆」となっている生徒に対し、自分の問題としてとらえるよう指導を行う。周囲の行動がいじめを受けた生徒にとって孤独感や孤立感を強めることを十分理解させ、そのつらさや苦しさに共感できるようにする。また、日頃から全職員が「いじめは絶対に許されない」ことを徹底して生徒に伝え、未然防止や教師への報告を呼びかける。

8 重大事態への対応

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

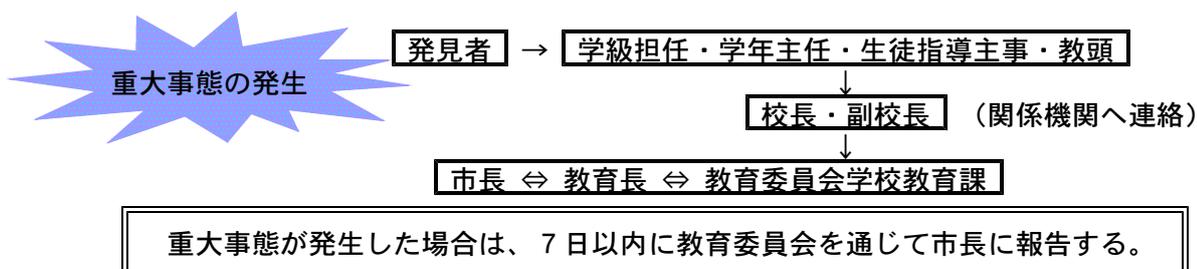
- (1) いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【いじめ防止対策推進法 第28条第1項】

(1) 重大事態となる目安は以下の通りとする。

- ① 「生徒等の生命、心身又は財産の重大な被害」は、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。
 - ◎ 生徒が自殺を企図した場合
 - ◎ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ◎ 金品などに重大な被害を被った場合
 - ◎ 精神性の疾患を発症した場合
 - ◎ いじめにより転学等を余儀なくされた場合 など
- ② 「相当の期間」は、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。ただし、目安にかかわらず個々の状況を十分に把握しなければならない。
- ③ 生徒等や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 報告連絡体制



【いじめ対策委員会】

原則、不登校重大事態は、いじめ対策委員会が調査を行う。
学校設置者の指導・助言のもと、いじめ対策委員会に外部人材を加えた組織を編制する。

【事実関係の調査】

公平性、中立性の確保に努め、事実の調査にあたる。
調査主体に不都合なことがあっても客観的に可能な限り事実を明確にする。

【適切な情報の提供】

いじめを受けた生徒、保護者に適時・適切な方法で経過を報告する。
個人情報に十分注意し、情報を共有する。その際、該当生徒、保護者への了解を得る。

【調査結果の報告】

学校設置者に調査結果を報告し、その後の対応や措置を協議し、実行する。
一報後、改めて、文章により報告する。

【付記】 この基本方針は、令和5年11月に改訂した。

9 年間指導計画

	学校行事等	道 徳	学級活動	総合的な学習	未然防止の取組
4月	始業式 入学式 新入生歓迎会	よりよい自己の 追求 よりよい集団づ くり	学級目標を決定 する 学級組織づくり	働くことを考え よう	家庭訪問 (1・2年) 生徒指導全体協議 会
5月	生徒総会 中体連陸上大会	生命の尊さ 感謝の心にこた える	5つの約束につ いて 自分を知る	働くことを考え よう	生活アンケート① 全校集会 管理職伝達研修
6月	中体連総合水泳大会 定期テスト ドリームアップ事業	真の友情 責任ある判断 社会への奉仕	正しい性につい て学ぶ 学習方法の工夫	身近な人の職業 を調査する ポスターセッション	生徒指導全体協議 会事例研究会
7月	中体連県大会 学年集会 終業式	礼の精神 働くことの意味 自然への畏敬	学級生活の改善 生き方について 考える 夏休みの計画	校外学習班編成 と活動内容 自分の生き方を 考えよう	生活アンケート② 情報モラル講演会 いじめ防止研修会 ①
8月	始業式 英弁・音楽祭	自主的な精神 時と場に応じた 礼儀	働く意味を再確 認し職業生活に ついて考える	体験入学・上級 学校調べ	保護者面談(3年)
9月	駅伝大会 生徒会役員選挙 中体連新人大会	きまりの意義 誠実な心 育み合う友情	学級での役割分 担を考える 後期の学級組織 を編成する	文化祭に向けて の役割分担 校外学習活動の 反省	生活アンケート③ 教育相談 (二者相談)
10月	定期テスト 白雲祭	支え合う家族 心の温かさ 正義を重んじる 集団	職業に対する適 性や能力 自分を見つめ直 す	文化祭を成功さ せよう	生徒指導全体協議 会事例研究会 全校集会
11月	定期テスト	勤労の尊さ くじけない心 人間のすばらし さ	自分のよさや友 達のよさ 学習の問題点や 悩みの解決	将来について考 えよう 「職業人に聞く 会」に向けて	生活アンケート④ 教育相談 (三者相談)
12月	終業式	自分を鍛える 良心に恥じない 生き方	自分を大切にし た生き方を考え る	進路決定の準備 修学旅行の班編 成と活動内容	性教育講演会 学校評価(検証)
1月	始業式 定期テスト(3年) 職業人に聞く会	優しい心 他を思いやり心 強い正義感	自分の特色と進 路を考える 生活のまとめ	職業人に聞く会 旅立ちの準備を しよう	生活アンケート⑤ いじめ防止研修会 ②
2月	定期テスト(1・2 年)	良心のめざめ 夢を持ち続ける 生き方	進路計画の作成 将来の夢や希望 をまとめる	自主研修の計画 成長を振り返る 履歴書の作成	生徒指導全体協議 会
3月	卒業式 修了式	家族の絆 思いやり	進級進学への心 構え 感謝の気持ち	自主研修の計画 卒業に向けて 履歴書の作成	全校集会

10 評価と改善

学校評価の結果や年間の取組を検証し、学校のいじめ対策基本方針を見直し、改善を図る。

いじめ問題対応フロー図

